

# 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

## 特定事業許可申請書 記載例・作成要領 等

(1) 申請様式

特定事業許可申請書（第1号様式）

(2) 申請時期

許可を受けようとするとき：3か月以上前まで

(3) 申請者

第9条第1項の許可を受けようとする者

(4) 提出部数

**2部**

許可申請書類の作成に際しては、次のことに配慮願います。

- ・申請書類は伸びるファイルまたはフラットファイル等で製本する。
- ・添付書類は原則A判（登記簿謄本など様式の決まっているものはこの限りではない）とする。
- ・目次を作成し、インデックスを貼付する。
- ・目次は、「許可申請の必要書類一覧表」に沿って作成する。
- ・書類と書類の間に入れた仕切紙にインデックスを貼付すれば、書類に訂正や追加があった場合でも対応が可能（貼り直す必要がない。）
- ・計画平面図などの図面で、A4判、A3判を超える大きさのものは、図面袋などに入れて末尾に綴じる。（A3判三つ折は直接ファイル可）
- ・1つの図面に2つ以上の内容を記載する場合は、タイトル等にその旨を明記する。添付図面等で色塗りをした場合は、必ず凡例を示しておく。
- ・事業の目的、跡地利用目的等を記載した事業の概要書（A4判1枚程度）を必ず添付

(表)

特定事業許可申請書 **(記載例)**

令和3年4月1日

大分県知事 殿

申請者 住所 大分市〇〇1丁目1番1号  
 氏名 株式会社 大分〇〇  
 代表取締役 大分 太郎  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 097(XXX)XXXX

}  
ア

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第9条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定事業区域の位置	大分市〇×1-1、1-2、10-1、×〇1-1、3-1	イ
特定事業区域の面積	4,000 m <sup>2</sup>	
特定事業場の区域の面積	4,900 m <sup>2</sup>	ウ
特定事業の目的	農地転用後、宅地造成	エ
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画	宅地造成のため埋め上げる計画 (詳細は別紙のとおり)	

現場事務所の所在地	大分市〇×1-1
現場責任者の氏名	株式会社 大分〇〇 △部長 大分 一郎
特定事業場の区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果	別紙のとおり
特定事業に使用される土砂等の量	4,000 m <sup>3</sup>
土砂等の最大たい積時における土砂等の量(一時的たい積事業の場合)	
特定事業の施行期間	許可取得後から令和〇〇年〇月〇〇日まで
特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造(一時的たい積事業にあつては土砂等の最大たい積時の構造)	周辺にL字擁壁を設置し、土砂にて埋戻す (詳細は別紙のとおり)
特定事業が施行されている間において特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	浸透水採取のため、5ヶ所有孔管の埋設 (詳細は別紙のとおり)
特定事業が施行されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置	L字擁壁を設置し土砂流出を防止する (詳細は別紙のとおり)
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	

【記入要領】※添付書類の番号【添付書類〇】は申請書裏面の番号に対応しています。

ア 申請者住所・氏名

- 住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)【添付書類 1】のとおり記載すること。  
＜個人の場合＞ 住所及び氏名を記入すること。  
＜法人の場合＞ 法人の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。  
※ 申請者が法人の代表者でない場合(支店長等)は、当該支店等の所在地、名称及び支店長等の氏名を記載すること。

イ 特定事業区域の位置及び面積

- 特定事業区域は、区域外から搬入された土砂等のたい積が行われる区域である。
- 特定事業区域の位置に地番の記載漏れのないこと(公図【添付書類 6】で確認)。
- 地番は土地の登記事項証明書【添付書類 6】のとおりに記載されていること。
- 求積図など算定根拠資料【添付書類 10】が添付され、かつ、整合していること。  
※登記事項証明書の面積ではなく、求積図の面積を記載すること。

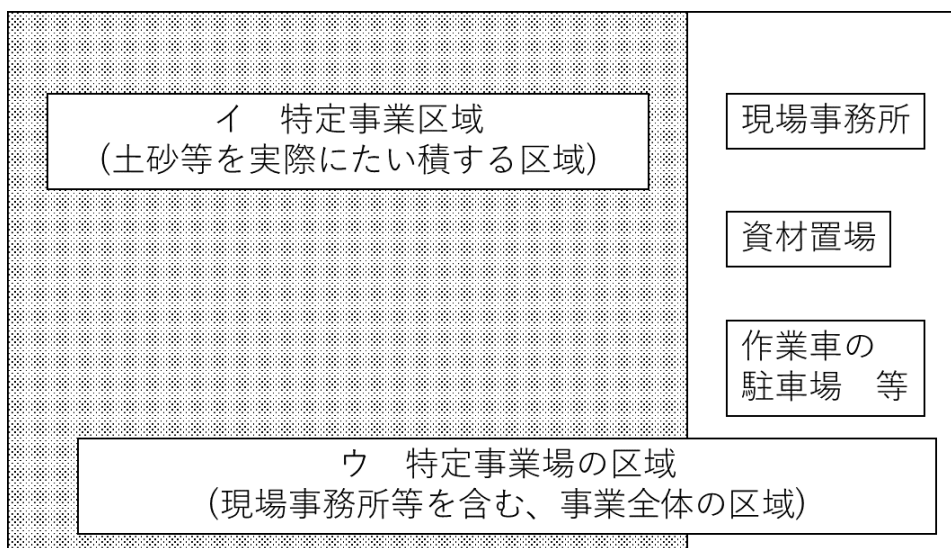
ウ 特定事業場の区域の面積

- 特定事業場は、土砂等のたい積を行う事業の全体区域である(特定事業の用に供する施設を含む)。
- 求積図など算定根拠資料【添付書類 10】が添付され、かつ、整合していること。

エ 特定事業の用に供する施設の設置計画

- 施設を確認できる縮尺の図面であること。(縮尺 500 分の 1 程度)
- 土砂等の搬入路、排水溝、現場事務所等の施設の位置が図面に明示されていること。
- 特定事業場の区域及び特定事業区域が色塗り等により明示されていること。
- 事業の概要書が添付されていること。  
(事業の目的、事業内容、跡地利用、特定事業場の区域及び特定事業区域の面積、使用する土砂等の量及び施工期間等を簡潔に記載したもの)

※「特定事業区域」と「特定事業場の区域」のイメージ



第1号様式(第8条関係)

(表)

特定事業許可申請書 **(記載例)**

令和3年4月1日

大分県知事 殿

申請者 住所 大分市〇〇1丁目1番1号  
 氏名 株式会社 大分〇〇  
 代表取締役 大分 太郎  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 097(XXX)XXXX

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第9条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定事業区域の位置	大分市〇×1-1、1-2、10-1、×〇1-1、3-1	
特定事業区域の面積	4,000 m <sup>2</sup>	
特定事業場の区域の面積	4,900 m <sup>2</sup>	
特定事業の目的	農地転用後、宅地造成	
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画	宅地造成のため埋め上げる計画 (詳細は別紙のとおり)	
現場事務所の所在地	大分市〇×1-1	オ カ キ ク  ケ
現場責任者の氏名	株式会社 大分〇〇 △部長 大分 一郎	
特定事業場の区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果	別紙のとおり	
特定事業に使用される土砂等の量	4,000 m <sup>3</sup>	
土砂等の最大たい積時における土砂等の量(一時的たい積事業の場合)		
特定事業の施行期間	許可取得後から令和〇〇年〇月〇〇日まで	
特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造(一時的たい積事業にあつては土砂等の最大たい積時の構造)	周辺にL字擁壁を設置し、土砂にて埋戻す (詳細は別紙のとおり)	
特定事業が施行されている間において特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	浸透水採取のため、5ヶ所有孔管の埋設 (詳細は別紙のとおり)	
特定事業が施行されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置	L字擁壁を設置し土砂流出を防止する (詳細は別紙のとおり)	
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所		

## 【記入要領】

### オ 現場事務所の所在地

＜特定事業場内に設置する場合＞

- 平面図等【添付書類 5】に記載されていること。
- 公図や登記事項証明書【添付書類 6】と整合していること。

＜特定事業場外に設置する場合＞

- 位置図又は周辺の見取図等【添付書類 4】に明示されていること。
- 特定事業場からの距離及び所要時間(片道 30 分程度以内)が記載されていること。

### カ 現場責任者の氏名

- 現場責任者は、現場を実地に管理できる者であること。
- 法人の場合はその者の法人内での**所属**及び**職氏名**が記載されていること。

### キ 土壌の汚染状況についての検査結果

土壌の検査は特定事業区域の面積が 1 ヘクタール(10,000 m<sup>2</sup>)以下の場合は 1 区域、**1 ヘクタールを超える場合は、1 ヘクタール以内の区域に等分した区域ごと**に行い、それぞれの区域ごとに検査結果証明書を添付すること。

一時的たい積事業の場合で、たい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等を遮断する場合は省略できる。

- 検査試料の**採取地点の位置**が確認できること【添付書類 7】。
- 検査試料採取調書(第 2 号様式)が添付されていること【添付書類 8】。
- 計量証明事業者が発行した検査結果であること**【添付書類 9】。
- 検査試料は概ね 3 ヶ月以内に採取したものであること  
(土壌の直近の状況を把握するため)。

**※表土の検査で汚染が確認された場合、許可基準に適合しないので許可できない。**

ただし、一時たい積事業において、現況土壌と遮断される場合を除く

### ク 特定事業に使用される土砂等の量

- 使用する土砂等の量を積算した計算書【添付書類 10】と整合していること。

### ケ 特定事業の施行期間

特定事業を行う期間を記載すること。

(許可を受けた日から直ちに事業を実施する場合は、  
開始日を「許可日から」と記載できる。)

- 開始日については、申請書提出から許可までの時間が見込まれていること。
- 工期設定に無理がないこと  
(**期間延長は変更許可が必要となるため、実行可能な期間を設定すること**)。
- 特定事業の施行計画書【添付書類 3】と整合していること。

第1号様式(第8条関係)

(表)

特定事業許可申請書 **(記載例)**

令和3年4月1日

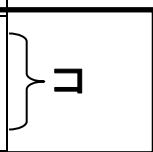
大分県知事 殿

申請者 住所 大分市〇〇1丁目1番1号  
 氏名 株式会社 大分〇〇  
 代表取締役 大分 太郎  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 097(XXX)XXXX

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第9条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定事業区域の位置	大分市〇×1-1、1-2、10-1、×〇1-1、3-1
特定事業区域の面積	4,000 m <sup>2</sup>
特定事業場の区域の面積	4,900 m <sup>2</sup>
特定事業の目的	農地転用後、宅地造成
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画	宅地造成のため埋め上げる計画 (詳細は別紙のとおり)
現場事務所の所在地	大分市〇×1-1
現場責任者の氏名	株式会社 大分〇〇 △部長 大分 一郎
特定事業場の区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果	別紙のとおり
特定事業に使用される土砂等の量	4,000 m <sup>3</sup>
土砂等の最大たい積時における土砂等の量(一時的たい積事業の場合)	
特定事業の施行期間	許可取得後から令和〇〇年〇月〇〇日まで
特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造(一時的たい積事業にあつては土砂等の最大たい積時の構造)	周辺にL字擁壁を設置し、土砂にて埋戻す (詳細は別紙のとおり)
特定事業が施行されている間において特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	浸透水採取のため、5ヶ所有孔管の埋設 (詳細は別紙のとおり)
特定事業が施行されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置	L字擁壁を設置し土砂流出を防止する (詳細は別紙のとおり)
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	



コ

## 【記入要領】

### コ 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造

特定事業場の計画平面図及び計画断面図【添付書類 5】で判別できるものであること。

- 当該図面に、特定事業場及び特定事業区域が色塗り等により明示されていること。
- 盛土の勾配が 1 : 1.8 より緩やかであること。  
(盛土の高さが 5m 以下の場合は 1 : 1.5)  
これに該当しない場合は、安定計算【添付書類 9】を行い、安全が確保される勾配であることを明記すること。
- たい積する土砂等の高さが 5 メートルを超える場合にあっては、高さ 5 メートル以内ごとに幅 1 メートル以上の段が設けられ、当該段及びのり面には、雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための排水施設が設置されていること。
- 擁壁を用いる場合における当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条から第 10 条までの規定に適合していること。
- 特定事業の完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透によるゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、締固めその他の措置が講じられていること。
- のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等により、風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。
- 特定事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散を防止するための措置が講じられていること。
- 特定事業場の区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないようにくい打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 著しく傾斜している土地において特定事業を施行する場合にあっては、特定事業を施行する前の地盤と特定事業に使用された土砂等との接する面がすべり面とならないように段切りその他の措置が講じられていること。

### ※一時的たい積事業の場合 上記に追加

最大たい積時の特定事業場の構造

土砂等のたい積が最大となった時の計画平面図、計画断面図とする

- たい積が最大となった時の土砂等の量が明記されていること。
- 特定事業場の区域の面積に応じた緩衝帯が設置されていること。

### ◎ 構造基準の詳細は、規則第 10 条を参照すること。

第1号様式(第8条関係)

(表)

特定事業許可申請書 **(記載例)**

令和3年4月1日

大分県知事 殿

申請者 住所 大分市〇〇1丁目1番1号  
氏名 株式会社 大分〇〇  
代表取締役 大分 太郎  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 097(XXX)XXXX

大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例第9条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定事業区域の位置	大分市〇×1-1、1-2、10-1、×〇1-1、3-1	
特定事業区域の面積	4,000 m <sup>2</sup>	
特定事業場の区域の面積	4,900 m <sup>2</sup>	
特定事業の目的	農地転用後、宅地造成	
特定事業の用に供する施設の設置に関する計画	宅地造成のため埋め上げる計画 (詳細は別紙のとおり)	
現場事務所の所在地	大分市〇×1-1	
現場責任者の氏名	株式会社 大分〇〇 △部長 大分 一郎	
特定事業場の区域内の土壌の汚染状態についての検査の結果	別紙のとおり	
特定事業に使用される土砂等の量	4,000 m <sup>3</sup>	
土砂等の最大たい積時における土砂等の量(一時的たい積事業の場合)		
特定事業の施行期間	許可取得後から令和〇〇年〇月〇〇日まで	
特定事業が完了した場合における当該特定事業場の構造(一時的たい積事業にあつては土砂等の最大たい積時の構造)	周辺にL字擁壁を設置し、土砂にて埋戻す (詳細は別紙のとおり)	
特定事業が施行されている間において特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	浸透水採取のため、5ヶ所孔管の埋設 (詳細は別紙のとおり)	} サ } シ
特定事業が施行されている間において特定事業場の区域外への土砂等の崩落等の発生を防止するための措置	L字擁壁を設置し土砂流出を防止する (詳細は別紙のとおり)	
申請者が未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所		



## 【記入要領】

### サ 浸透水を採取するための措置

- 特定事業区域内に埋め立てられた土砂等の浸透水が採取できる施設とし、その構造及び有孔管の埋設位置、方法を記載した平面図、断面図が添付されていること。  
(必要に応じて採取施設の概要を記載すること)
- 浸透水が、表流水や雨水等と混ざらない構造であること。

※宅地や店舗の造成工事では、浸透水採取設備例1のような縦排水工でもよいが、可能な限り、浸透水採取設備例2のような有孔管の埋設と集水枡の設置を行うこと。

※有孔管の材料に鉛を使用しないこと。

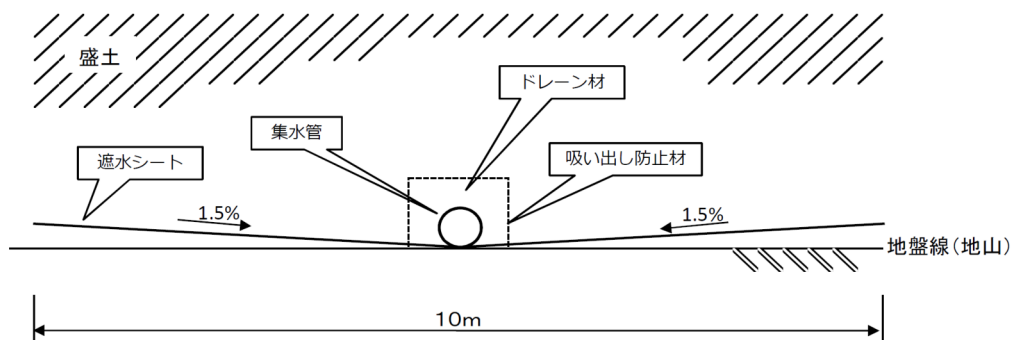
### シ 施行中において土砂等の崩落等の発生を防止するための措置

- 【添付書類3】に記載することもできる。
- 施行中に崩落等の発生を防止するための工程、工法、具体的措置が記載されていること。
- 必ず行う措置、必要に応じて行う措置が明確に区分されていること。
- 濁水流出防止措置、のり面保護措置が記載されていること。

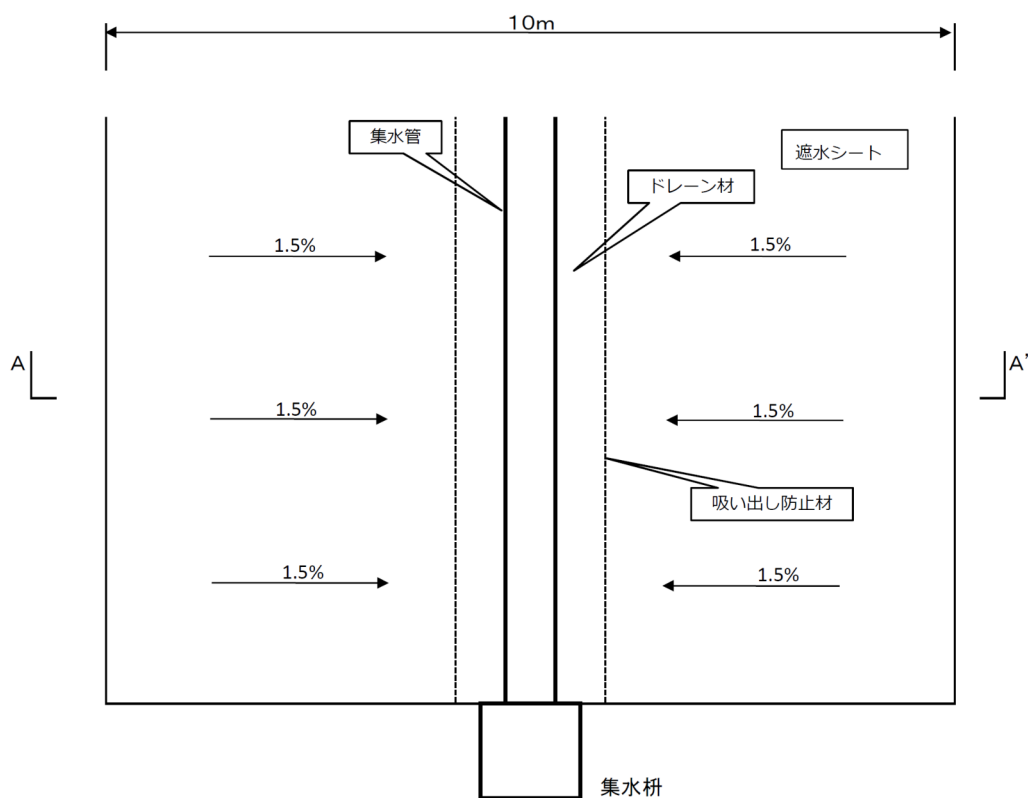
施行規則別表第3の許認可を受けている場合、構造基準の適用除外となる。この場合、当該許可証の写し、当該許可申請書類の崩落等の発生防止措置について記載している箇所の写しを添付すること。(P20 参照)

## 浸透水採取設備例

○断面図 (A-A')



○平面図



※遮水シート設置の際の必要勾配 (1.5%) は平坦な箇所での参考値であり (切土による施工でも可)、地山形状で集水可能であればこの限りではない。

※集水管の孔の径は、1.2cm~2.0cmを標準とする。

※集水管の内径は、15cm~30cmを標準とする。

※ドレーン材としての条件は、粒子自体の安定性が高く、風化した、溶解しないこと、周辺の土と比較して十分な透水性があること、集水管の孔及び継ぎ目に詰まらないこととする。

第 1 号様式(第 8 条関係)

(裏)

添付書類及び図面

- 1 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)
- 2 申請者が未成年者である場合の法定代理人の住民票の写し
- 3 特定事業の施行に関する計画書
- 4 特定事業場の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面
- 5 特定事業場の計画平面図及び計画断面図(一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における計画平面図及び計画断面図)で、特定事業の施行前の状況を確認することができるもの
- 6 特定事業区域内の土地の登記事項証明書(申請者が当該土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類)及び公図の写し
- 7 特定事業区域内の土壌の汚染状態についての検査の試料とする土砂等を採取した地点を示す図面並びに当該試料ごとに作成した検査試料採取調書(第 2 号様式)及び当該検査に係る計量証明書又は当該特定事業場の構造がたい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであることを示す図面
- 8 特定事業に使用される土砂等の量の積算を記載した計算書  
(一時的たい積事業にあつては、土砂等の最大たい積時における土砂等の量の積算を記載した計算書)
- 9 安定計算を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した安定計算書
- 10 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図
- 11 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の構造計算書
- 12 特定事業が別表第 3 に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書類
- 13 その他知事が必要と認める書類及び図面

【添付書類 1】 申請者の住民票の写し（法人は登記事項証明書）

- 住民票、登記事項証明書等は 3 ヶ月以内に発行された原本であること。

【添付書類 2】 申請者が未成年者の場合、法定代理人の住民票の写し

- 住民票は 3 ヶ月以内に発行された原本であること。

【添付書類 3】 特定事業の施行に関する計画書

A4 判 1 枚程度に、たい積行為の施行の開始から完了までの間の各工事種別、その工程ごとの施行方法を記載し、予定している採取場所ごとの搬入予定量と搬入計画を記載すること。

- 特定事業の現場責任者及び緊急時の連絡体制や対応方針を明確にした現場組織表が添付されていること。
- 緊急時の連絡体制に保健所が含まれていること。

【添付書類 4】 特定事業場の位置図及び周辺見取図

- 位置図は、縮尺 5 万分の 1 以上であること。
- 位置図は、道路、地勢等周辺の状況が判別できるものであること。
- 位置図に、特定事業場の位置が明示されていること。
- 周辺見取図は、特定事業場の周辺の土地建物、形状及び進入路が判別できるものであること。

【添付書類 5】 特定事業場の計画平面図及び計画断面図

- 施工前の形状が確認できるものであること。
- 平面図には、特定事業場及び特定事業区域が色塗り等により明示されていること。
- 断面図には、現況地盤（すでに盛土を継続していたものは、推定岩盤線）、盛土厚や浸透水採水管が記載されていること。
- 土地利用計画図が添付されていること。  
(施工完了後の利用計画があれば、計画が分かるもの。)
- 施工計画が確認できる縮尺の図面であること。(縮尺 500 分の 1 程度)

※一時的たい積事業の場合 上記に追加して

【添付書類 5】 最大たい積時の特定事業場の計画平面図及び計画断面図  
土砂等のたい積が最大となった時の計画平面図、計画断面図とする。

- たい積が最大となった時の土砂等の量の積算根拠【添付書類 8】が添付

【添付書類 6】 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び公図の写し

- 登記事項証明書、公図の写しは 3 ヶ月以内に発行された原本であること。
- 公図の写しは、特定事業場及び特定事業区域が明示されていること。
- 申請者が土地の所有者でない場合、賃貸借契約書等の当該土地の使用権原を証する書類（写しでよい）又は使用承諾書等が添付されていること。

※相続手続が完了していない場合は、すべての権利者の「土地使用承諾書」を添付する必要があること。

【添付書類 7】 土壌の検査試料の採取地点の位置図、検査試料採取調書、計量証明書

＜土壌の検査試料の採取地点の位置図＞

特定事業区域の面積が1ヘクタール以上の場合は、特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに試料を採取し、検査する必要がある。

- 平面図に特定事業区域を明示し、試料の採取地点が図示されていること。
- 複数の区域で検査を行った場合、検査結果証明書の試料番号等に対応した番号等が明示されていること。

＜検査試料採取調書＞（第2号様式）

複数の区域で検査を行った場合は、原則、土壌の検査の採取試料ごとに作成する。

- 現場写真が添付されていること。
- 実際に検査試料を採取した者が作成していること。
- 深さ50cmまでのできるだけ深い位置で採取したことが分かる写真を添付

＜土壌の検査に係る計量証明書＞

土壌のサンプリング方法は次のとおり

- ・試料は原則として、特定事業区域（1ヘクタール以内）を5区域に等分し、等分した5地点から採取された土砂等を等量混合すること。
- ・深さは50cmまでのできるだけ深い位置で採取すること。
- 計量証明事業者が3ヶ月以内に発行したものであること。

【添付書類 8】 使用する土砂等の量を積算した計算書

土砂等の量が変わる場合、土砂等の量が増加するものについては変更許可を受ける必要があるので留意すること。

- 求積図、横断面図、縦断面図に基づき作成した数量計算書など、特定事業に使用される土砂等の量の積算根拠が添付されていること。

※一時的たい積事業で、たい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等を遮断する場合、上記に追加

【添付書類 8】 特定事業場の構造がたい積行為を行う前の土壌と使用される土砂等とを遮断するものであることを示す図面

- 構造が判断できる図面が添付されていること。
- 遮断物の材質が明記されていること。

【添付書類 9】 たい積構造の安定計算書

たい積の高さが一定規模を超える場合など、安定計算を行って安全性を確認する必要がある場合は、安定計算書を添付し、必要に応じて計算の根拠となる「ボーリングデータ」や「土質試験結果」等を提出すること。なお、ボーリングデータ等が必要な場合とは、軟弱地盤等が疑われる場合であり、「宅地防災マニュアル」、「道路土工（軟弱地盤対策工指針）」等を参考にする。

- 使用する土砂等の詳細な「土砂等の区分」が記載されていること。

**【添付書類 10】 擁壁の断面図**

擁壁を用いる場合は、擁壁の断面図を添付すること。

**【添付書類 11】 擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書**

鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合で、国等が定めた標準図集を採用しない場合は、構造計算書に添付すること。

- 使用する定数等の出典が明らかにされていること。
- 使用する土砂等の詳細な「土砂等の区分」が記載されていること。

**【添付書類 12】 関係許認可等の許可書等の写し**

- 特定事業が条例施行規則別表第三に掲げる行為に該当する場合は、当該行為の許可書等の写しが添付されていること。  
(許認可等の決定がなされていない場合は、対象機関の受理印が押印された申請書の写しとする。)
- 農地法、法定外公共物（里道、水路等）に関する市町村条例など、特定事業を実施するに当たっての許可書等の写しが添付されていること。

**【添付書類 13】 その他**

- 予定地の写真及び、当該撮影位置、撮影方向が分かる図面を添付
- 申請者又は法人役員が暴力団に該当しないことを誓約する誓約書を添付

**別表第三**(第八条、第十一条関係)

- 一 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第四条の規定に基づく許可を要する行為
- 二 土地改良法の規定に基づく土地改良事業
- 三 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十九条第一項の規定による許可を要する行為
- 四 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規定による許可を要する行為
- 五 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条の二第一項及び第三十四条第二項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 六 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十四条の規定による承認並びに同法第三十二条第一項及び第九十一条第一項の規定による許可を要する行為
- 七 土地区画整理法の規定に基づく土地区画整理事業及び同法第七十六条第一項の規定による許可を要する行為
- 八 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第六条第一項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可を要する行為
- 九 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第七条第一項及び第八条第一項の規定による許可を要する行為
- 十 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第十八条第一項の規定による許可を要する行為
- 十一 住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第九条第一項の規定による許可を要する行為
- 十二 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)第八条第一項の規定による許可を要する行為
- 十三 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十条の規定による承認並びに第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項の規定による許可を要する行為
- 十四 河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第十六条の八第一項の規定による許可を要する行為
- 十五 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項及び第二項の規定による許可並びに同法第五十九条第四項の規定による認可を要する行為
- 十六 都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業及び同法第六十六条第一項の規定による許可を要する行為
- 十七 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第七条第一項の規定による許可を要する行為
- 十八 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第十五条の二第一項の規定による許可を要する行為
- 十九 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第八条第一項の規定による許可を要する行為
- 二十 大分県港湾施設管理条例(昭和五十一年大分県条例第十九号)第三条の規定による許可を要する行為
- 二十一 大分県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例(平成十五年大分県条例第二十六号)第四条第一項の規定による許可を要する行為